

不戦条約の水脈は 日本国憲法9条に注ぎ込んだ



不戦条約調印のためパリの駅に着いた内田康哉全権（中央）と、出迎えた安達峰一郎駐仏大使（右）＝1928年8月24日

第2次大戦の終結後、不戦条約の水脈は日本国憲法9条に注ぎ込んだ。

連合国軍総司令部（GHQ）の元民政局次長で9条を担当したチャールズ・ケー

ディスは93年の週刊誌AERAで不戦条約が「私の考え方の柱でした」と語っている。終戦翌年にはのちの首相芦田均が、戦争放棄や、仲裁と調停で紛争を解決する思想は、すでに不戦条約と国際連盟規約で政府が受諾した政策であり、「決して耳新しいものではない」と閣議で述べた。

「武力による威嚇又（また）は武力の行使」を禁ずる9条の文言も国連憲章2条4項に通ずる。事実上の戦争を防げなかった不戦条約の反省に基づく。

とはいえ、9条の理念は単なる欧米からの借り物ではなかった。

「憲法9条の思想水脈」を著した京都大学名誉教授の山室信一さんは、GHQが草案を示す前の46年1月に、憲法問題調査委員会（松本委員会）の議論で、採用されなかったものの戦争放棄の主張は出ていたと指摘する。議事録には「世界最初の平和国家、非武装国家たらんとする国家方針を闡明（せんめい）せんとする理想主義的見地よりもっとも主張せられた」とある。（『朝日新聞』2025年5月5日）



不戦条約

第1次世界大戦後に締結された多国間条約で、国際紛争を解決する手段として、締約国相互で戦争の放棄を行い、紛争は平和的手段により解決することを規定した。

1928年（昭和3年）8月27日にアメリカ合衆国、イギリス、ドイツ国、フランス、イタリア王国、大日本帝国などの当時の列強諸国をはじめとする15カ国が署名

し、最終的にはソビエト連邦など63カ国が批准した。